

全国における水防建築の文化財指定に関する調査研究
水害常襲地帯に芽生えた災害文化の継承に関する基礎的研究 その1
Study on cultural property of flood control construction in the whole country
- Study on succession of disaster culture in the flood zone part1-

○横田憲寛¹, 畔柳昭雄², 菅原遼³

*Norihiro Yokota¹, Akio Kuroyanagi², Ryo Sugahara³

Abstract: In this report, in flood zone, graded flood measures were performed. Therefore, in this study, it is intended to grasp the actual situation of the cultural assets designation situation of the flood control architecture. As a result, I was able to confirm 22 cultural assets designation in flood zone of the whole country. Because there is much designation only for some houses of the site by the cultural assets designation of the flood control architecture, and management, the administration in individuals is performed, maintenance, management is the difficult situation even if appointed.

1. はじめに

水害常襲地帯では、過去の経験に基づき、輪中などの地域的工夫や水屋・水塚などの建築的工夫(水防建築)といった段階的な水害対策が行われてきた。こうした地域では、生活内においても「被災前-被災時-被災後」のサイクルで生活が営まれており、さらに規範意識や相互扶助も芽生えていたため、水害後の復旧は早急に行われた。しかし、ダム建設などの治水整備により水害は減少したため、水防建築の必要性は薄れ、それに伴い、これまで培われてきた災害文化も消滅傾向にある。そうした中で、近年の水害状況をみると、2015年9月に起きた関東・東北豪雨など局所的集中豪雨による新たな水害に見舞われている。こうした水害に対して、行政は公助だけでは限界があり、自助・共助の重要性を唱えている。一方で、輪中の新設や水防建築の文化財指定など河川伝統技術やそれを取り巻く災害文化の重要性の再認識が進んでいる。

そこで本研究では、災害文化の継承の中でも地域的工夫と建築的工夫に着目し、そこに見られる減災対策の有用性と水防建築の文化財のあり方から今後の水害常襲地帯における暮らし方を考究する。本稿では、水防建築の文化財指定状況の実態を把握することを目的とする。

2. 調査概要

Table1 に調査概要を示す。調査対象は、2014年の青木らの研究¹⁾により明らかになった水防建築を有する河川32流域を対象流域とし、それらの流域に面する市区町村のHPにより文化財指定状況を確認し、不明な部分は電話調査を行った。加えて、許可の得られた屋敷(11軒)については現地調査及びヒアリング調査を行った。

Table1. Outline of study

調査対象	水防建築を有する河川(32流域)
調査対象	市区町村の教育委員会の職員及び文化財担当者
調査方法	電話によるヒアリング
調査日程	2015年6月25日~2015年9月11日
調査項目	水防建築の文化財指定の有無、概要、経緯 等

Table2. The cultural assets designation situation

流域	水防建築名	No.	登録名	立地地域	軒数
利根川	水塚	1	和井田家	千葉県八潮市	1軒
		2	旧井上家住宅	千葉県我孫子市	1軒
		3	押付の水塚	千葉県印西市	1軒
		4	今井の水塚	千葉県白井市	7軒
		5	吉田家水塚	埼玉県久喜市	1軒
		6	水塚	群馬県邑楽郡板倉町	10軒
		7	水塚	東京都葛飾区	1軒
木曾三川	水屋	8	水屋	愛知県稲沢市	1軒
		9	水屋	岐阜県養老町	1軒
		10	釜箇の水屋群	岐阜県大垣市釜箇	-
		11	大橋家住宅	岐阜県大垣市浅草	1軒
		12	米山家水屋	岐阜県大垣市墨俣町	1軒
		13	奥田家水屋	岐阜県大垣市墨俣町	1軒
		14	下野家枝垂れ桜と蔵(水屋)	岐阜県大垣市墨俣町	1軒
		15	輪中生活館(旧名和邸)	岐阜県大垣市入方	1軒
		16	臼井医院	岐阜県大垣市釜箇	1軒
		17	水屋	岐阜県羽島郡笠松町	1軒
		助命壇	18	助命壇	岐阜県海津市
19	江頭助命壇の跡		岐阜県羽島市	1軒	
由良川	川座敷	20	芦田家住宅(旧片岡家別荘)	京都府福知山市	1軒
江の川	助轟	21	聖地助轟	広島県三次市三和町	1軒
吉野川	田中家藍屋敷	22	田中家藍屋敷	徳島県名西郡石井町	1軒

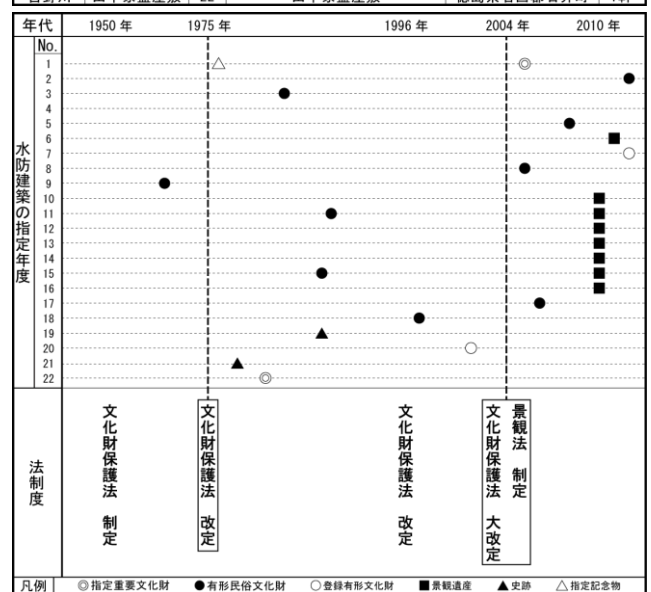


Figure1. Chronological table of designated cultural

1 : 日大理工・院(前)・海建 Graduate School, Nihon-U. 2 : 日大理工・教員・海建 Prof, CST, Nihon-U., Dr. Eng
 3 : 日大理工・教員・海建 Assistant Prof, CST, Nihon-U., M. Eng.

3. 水防建築の文化財指定状況

Table2 に水防建築の文化財指定状況, Figure1 に文化財指定と法律の関係を示す. 文献及び電話調査の結果, 水防建築を有する 32 流域の内 5 流域 22 地域において文化財指定が確認できた.

文化財の指定年度と文化財指定に関わる法制度を比較すると, 水防建築の最初の指定は 1966 年に岐阜県養老町で指定された有形民俗文化財であり, 1975 年の文化財保護法の改定以降に文化財指定数が増加した. 近年では, 2004 年の文化財保護法の大改定により保存対象に文化的景観が加わり, さらに景観法も制定されたため, 水防建築の単体での指定ではなく, 複数での指定をすることで点的から面的に指定されている傾向にある.

4. 文化財の建築形態

Figure2 に文化財指定に伴う建築状況を示す. 保存対象をみると, 「敷地+家屋保存型」, 敷地の一部のみ指定される「家屋保存型」と「複数家屋保存型」の 3 パターンに分類できた. また, それらの保存場所をみると, 多くは原位置であるが, 1 軒は高規格堤防事業により移築された.

次に, 家屋の保存状態をみると「現状維持型」, 「取り壊し型」, 「復元型」の 3 パターンに分類することができ, その中で「現状維持型」が多くを占めており, 家屋を修繕することにより維持されていた. また, 保存の用途をみると「変更なし」が多くを占めるが, No.1, 5, 15 では資料館に用途変更していた. 一方で, No.22 では居住しながら資料館にするといった新たな用途を追加していた.

5. 文化財の管理形態

Figure3 に所有者と管理・運営者の関係性, Table2 に水防建築の管理形態を示す.

所有者と管理・運営者の関係性についてみると, 3 者とも個人の場合が多いが, 所有者から寄贈され管理者が行政の場合, 運営者をシルバー人材に委託するか, 管理者ごと指定管理者に委託するかの 2 パターンある. また, 所有者から自治会に寄贈されたものは, 管理は自治会で行うが, 日常時の運営に関しては自治会の住民が当番制で行っている. 次に水防建築の管理形態をみると, 管理者が個人の場合, その多くは一般公開はしておらず, 維持費用も個人で負担しているため, 居住しながら資料館を開館している管理者では, 予約制で公開しその入場料によって維持費用を補完している. また, 行政が一部負担している個人の管理者では, 国: 地方: 個人で 3 割ずつ負担や市: 個人=7: 3 負担と維持費用の 3 割を個人で負担している. 一方で, 行政や指定管理者が管理してい

保存対象	敷地+家屋保存型	家屋保存型	複数家屋保存型
	1. 2. 11. 15. 20. 22	3. 4. 5. 7. 8. 9. 17. 18. 19. 21	6. 10. 12. 13. 14. 16
保存場所	原位置	移築	
	1. 2. 3. 4. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22	5	
保存状態	現状維持型		
	修繕	増築	17
	1. 2. 3. 4. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 16. 18. 20. 21. 22		
	取り壊し型	復元型	5. 15. 22
保存用途	変更なし	変更あり	新規用途追加
	3. 4. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 16. 20. 21	1. 2. 5. 15. 17. 18. 19	22

Figure2. The building situation

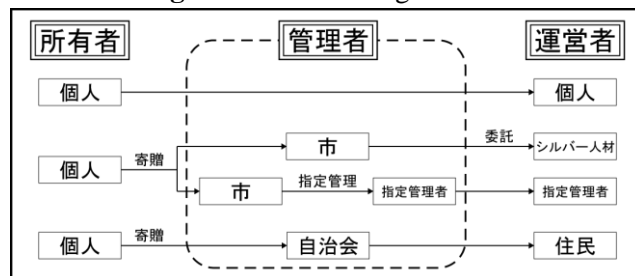


Figure3. Tripartite relationship

Table2. Management form

管理者	公開日	維持費用
個人	なし (15 軒) 予約制 (1 軒)	個人 (10 軒) 行政一部負担 (2 軒)
行政	通年 (1 軒) 日時限定 (3 軒)	行政 (4 軒)
指定管理者	日時限定 (1 軒)	行政 (1 軒)
自治会	通年 (1 軒)	住民 (1 軒)

る場合には, 多くは日時を限定し公開をしており, それぞれ行政が維持費用の負担をしている. また, 自治会が管理している場合には, 通年利用ができ, 維持費用負担は所有者の土地を売却することで負担している.

6. おわりに

本稿では, 水防建築の文化財指定状況についての実態把握を行った. 水防建築の文化財指定では敷地の一部の家屋のみの指定が多く, 個人での管理・運営が行われているため, 指定されても維持・管理が困難な状況である.

7. 参考文献

[1] 青木秀史・畔柳昭雄・坪井塑太郎, 「水害常襲地帯における地域・建築と住民生活に関する研究」, 修士学位論文, 平成 26 年度